

北空知圏学校給食組合議会  
令和2年第2回臨時会議事録

1. 招集日時 令和2年10月1日(木)午後2時25分
2. 招集場所 北空知圏学校給食組合
3. 出席議員 8名
  - 1番 小田 雅一 君
  - 2番 田畑 陽美 君
  - 3番 松本 雅祐 君
  - 4番 太田 幸一 君
  - 5番 渡会 寿男 君
  - 6番 金子 利生 君
  - 7番 尾崎 圭子 君
  - 8番 長野 時敏 君
4. 欠席議員 なし
5. 傍聴人 なし
6. 説明のため出席した者の職氏名
  - 組合長 深川市長 山下 貴史 君
  - 教育長 深川市教育長 吉村 理明 君
  - 監査委員 深川市監査委員 金山 泰明 君
7. 組合長の委任を受けて、説明のため出席した者の職氏名
  - 副組合長 妹背牛町長 田中 一典 君
  - 副組合長 秩父別町長 澁谷 信人 君
  - 副組合長 北竜町長 佐野 豊 君
  - 副組合長 沼田町長 横山 茂 君
  - 事務局長 吉田 健一 君
  - 事務局次長 稲田 伸人 君
8. 監査委員の委任を受けて出席する説明員
  - 事務局長 井上 武夫 君
9. 本会議の事務に従事するために出席した者の職氏名
  - 書記長 末津 靖士

(開会 午後2時25分)

○議長 (太田幸一君)

ただいまから、令和2年第2回北空知圏学校給食組合議会臨時会を開会いたします。

○議長 (太田幸一君)

ただ今の出席議員数は、8名であります。

出席議員が定足数に達しておりますので、令和2年第2回北空知圏学校給食組合議会臨時会は成立いたしました。

これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1

○議長 (太田幸一君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には北空知圏学校給食組合議会会議規則第46条の規定により、1番 田畑議員 7番 尾崎議員を指名します。

ここで、書記長から諸般の報告をいたします。

○書記長 (末津靖士君)

ご報告申し上げます。

はじめに、本臨時会に付議されます事件は、組合長から提出がありました議案④件であります。

次に、本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

以上で報告を終わります。

◎日程第2

○議長 (太田幸一君)

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」) の声あり)

異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

◎日程第3

○議長 (太田幸一君)

日程第3 議案第5号「北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

の専決処分の承認について」及び議案第6号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約の専決処分の承認について」の2件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。 山下組合長。

### ○組合長（山下貴史君）

議案第5号「北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約の専決処分の承認について」及び議案第6号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約の専決処分の承認について」、の2件について、関連がありますので一括して提案理由を説明申し上げます

本件は、北空知圏学校給食組合が加盟しております

「北海道町村議会議員公務災害補償等組合」及び「北海道市町村総合事務組合」において、加盟団体のうち、「札幌広域圏組合」、「山越郡(やまこしぐん)衛生組合」、「奈井江、浦臼町学校給食組合」が解散したため、一部事務組合を構成する関係地方公共団体の協議によりこれを定めることが必要となるものです。

この協議につきましては、加盟地方公共団体の議決を経なければならないとされておりますが、当給食組合におきましても、本来、議会を招集し議決を要するものではございますが、令和2年9月末までの議決を要請され、議会の開催には間に合わないと判断をいたしましたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年8月20日付で組合長の専決処分をいたしましたので、同第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めようとするものであります。

よろしくご審議の上、承認くださいますようお願いを申し上げます。

### ○議長（太田幸一君）

説明が終わりましたので、これより議案第5号及び議案第6号について質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

本件は、討論の通告がありませんので、これより議案第5号及び議案第6号を一括採決いたします。

本件については、原案とおりに承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第5号及び議案第6号は、承認することに決定しました。

○議長（太田幸一君）

暫時休憩します。

（金山監査委員退席）

○議長（太田幸一君）

休憩前に引き続き開議します。

◎日程第4

○議長（太田幸一君）

日程第4 議案第7号「北空知圏学校給食組合監査委員の選任について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。 山下組合長

○組合長（山下貴史君）

議案第7号「北空知圏学校給食組合監査委員の選任について」提案理由を申し上げます。

当組合の監査委員のうち識見を有する者から選任しております 金山泰明さんは、令和2年10月2日をもって任期が満了となりますが後任の委員として、再び同氏を選任することについて「北空知圏学校給食組合規約」第14条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めようとするものであります。

金山泰明さんの生年月日 住所につきましては、記載のとおりであります。平成28年10月から監査委員としてその職務にあるとともに、先日開催されました第3回深川市議会定例会におきまして、深川市監査委員に選任同意されており、すでにその職務の執行にあたっておられます。

同氏は、人格高潔にして識見豊かであり、当組合の監査委員として適任であると考えますので、よろしくご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（太田幸一君）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終わります。

本件は、討論の通告がありませんので、これより、議案第7号を採決いたします。

本件は、同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第7号は、同意することに決定しました。

◎日程第5

○議長（太田幸一君）

日程第5 議案第8号

「令和2年度北空知圏学校給食組合会計補正予算(第1号)」を議題とします。  
提出者の説明を求めます。

吉田事務局長

○事務局長（吉田健一君）

ただいま上程されました

議案第8号「令和2年度北空知圏学校給食組合会計補正予算(第1号)」につきまして、ご説明申し上げます。

別冊の補正予算書をごらんください。

本補正予算につきましては、学校給食調理等業務の委託化を図るため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

2ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表債務負担行為補正でございますが、令和3年度から予定しております学校給食調理等事業につきまして、新年度当初から稼働させるにあたり、令和2年度中に契約行為を行うため債務負担行為を設定するものでございます。

なお、令和3～5年度までの3年間で、総額2億2千2百万円の限度額を設けるものであります。

以上で、議案第8号令和2年度北空知圏学校給食組合会計補正予算第1号の説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、原案にご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（太田幸一君）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

(松本議員挙手)

松本議員

○3番（松本雅祐君）

1点目、3年間で222,000千円の債務負担行為の補正予算であります。この金額の積算根拠並びに事業内容について、

また、直営と委託することになる運営コストの増減についてお聞かせください。

2点目、委託業務の職員数が22人と仄聞しているが、以前提出のあった「北空知圏学校給食センター調理業務等民間委託について」の資料には、25人となっていたが、なぜ22人なのか。今後、委託運営していく中で足りないから増やす、となった場合に委託料が増えるのではないかと、22人にした根拠とお聞かせください。

3点目、事故が起きた場合の責任所在について、もし、異物混入や食中毒など事故が生じた場合、衛生管理などの責任は委託業者なのか、組合なのかどのように対応されるのか、両方で決まりごとがあるのかお聞かせください。

4点目、給食調理業務等委託で一番大切なことは、児童生徒数への給食提供です。業者委託しても、今までと同じような学校給食の提供できるのか。その対応についてお聞かせください。

#### ○議長（太田幸一君）

答弁願います。

吉田事務局長

#### ○事務局長（吉田健一君）

松本議員のご質問に順次お答えいたします。

今回の補正につきましては、経営規模や業務履行能力等の基準を設け、その参加資格のすべての条件に適合している業者から提案を求める公募型プロポーザル方式で業者選定を行うため、債務負担行為で222,000千円の上限額を定めるものであります。

積算根拠についてですが、まず、期間であります、契約期間に関しては事務効率の向上及び委託業者の安定した業務履行の観点から、委託期間を3年間といたしているところでございます。

委託料の積算額につきましては、業者から提出のありました見積書を参考に、1年間の費用を算出し、この金額をもとに委託期間の3年分の限度額を設定いたしましたところでございます。

事業内容ですが、仕様書に盛り込む業務として、調理業務、食器具等の洗浄、消毒保管をはじめ、それに付随する調理設備の清掃、日常点検、必要に応じてマスクや手袋など業務に必要な消耗品の管理などであります。

また、調理及び食品の取扱い等が安全・衛生かつ適切に行われるよう調理従事者に対し研修会の開催を仕様書に記載する予定であります。

直営と委託することによる運営コストの増減ですが、どうしても委託になりますと、受託会社の調理員の給与等の支払い業務等の本社経費などの一般管理

費及び消費税など管理運営費の計上が発生するため、試算ではありますが、直営に対して委託の方が2千万円ほど運営コストの増加が見込まれたところであり  
ます。

一方、委託することによって、組合で行っていましたが調理員の給与計算、勤怠  
管理、職員の募集などの事務を行う必要がなくなります。

このため、現在いる構成市町からの派遣職員を1名減らす事務局体制の見直  
しを検討しておりますが、北空知圏学校給食組合職員定数条例の定数6名を改  
正することは考えておりません。

2点目、積算人数についてお答え申し上げます。

積算人数の根拠は、現在在籍している調理員20人及び、委託会社から派遣さ  
れる責任者と副責任者の2人を合わせた22人で積算しております。

業者には、現在いる職員の雇用継続についてお願いしようと考えております  
が、特に配置人数の指定は行わない考えであります。こちらからは学校の喫食数  
と過去1年間の給食メニューを提示するのみで、実際の人数は業者の提案次第  
となります。

委託当初は慣れるまでに時間がかかるかも知れませんが、業者もそれを見越  
して、調理業務委託が安定したスタートを切れるように、一定期間は人数を多く  
配慮する場合もあると仄聞するところでもあります。

当センターでは、委託前から継続している調理員の大半の方が移行すること  
になれば、混乱は少ないものと予想しています。

3点目、責任の所在についてであります。

事故等があった場合ですが、絶対起きてはいけないことですが、それは直営  
であっても委託業者であっても絶対起こらないとは言い切れない部分があ  
ります。

現在も学校給食衛生管理基準マニュアルに基づいて調理を行っていますが、  
個々の人為的ミスによる事故がまれに起こる事があります。

そのため、安全及び衛生管理面については、今後組合が責任を持って委託業者  
を指導することになります。

また、食中毒等の防止に向けては、事業者においても、従事者の定期的な健康  
診断、腸内細菌検査（検便）などの実施を徹底するなど、本組合で行っていた内  
容と同じ条件で業務が遂行されることとなります。さらに、衛生管理の履行状況  
を組合がしっかり確認するとともに、保健所などによる立ち入り検査も従来ど  
おり実施されるものと考えております。

万が一、給食に起因する事故等が発生した場合は、一義的には、組合が責任を  
持って対応しますが、事故の原因等が業者の過失によるものである場合も考え  
られますので、そういった際の責任の所在については、募集の際の業務仕様書に

明記するとともに、契約書の中にも明記してまいる考えであります。

4点目の委託化に伴う学校給食の提供の変化の有無についてお答えします。

先日開催しました、保護者や学校関係者を委員とする学校給食センター運営委員会でも、地場製品の活用などの変化の有無について質疑があり、関心が高い事項だと思われまます。

まず、献立作成は今までと変わらず当組合に派遣されている学校の栄養教諭らが行うので、基本的には変更はございませんし、

食材の調達に関して、栄養教諭らが安全・安心な食材料を選定して、これまでどおり組合で購入しますことから、委託により食材の質が低下することはないものと考えております。

地場製品の活用の度合いについても、何ら変わることはないものであります。

さらに、調理についても、栄養教諭が作成する調理指示書に基づき調理しますし、多くの調理員の雇用継続がなされれば、味つけについては、大きな変化はないものと思われまます。

いずれにしましても、給食業務の根幹部分につきましては、組合で継続して行うことから、給食の質を低下することなく、民間事業者が有する専門的な知識、技術を集約した“調理マニュアル”や“衛生管理マニュアル”などにもとづき、業務効率の向上が図られるなど、今までとかわらない継続的な学校給食の提供が可能だというふうに考えております

答弁は以上です。

#### ○議長（太田幸一君）

松本議員

#### ○議員（松本 雅祐君）

3点程再質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、職員を1名削減とありましたが、給食組合例規集には「事務局には事務局長を置き、事務局長が必要と認めた時は、次長・主幹・副主幹・主査を置くことができる」とあり、今回職員を減らしたけど、やっぱり必要に応じて増やす事は考えているのか。

2点目、現在の20名の調理員がいますが、委託になっても不利益を被ることなくそのまま働くことができるのか。

3点目、定数条例を改正しないでこの体制でいくのかをお伺いしたい。

#### ○事務局（吉田事務局長）

職員の削減につきましては、今現在派遣3名と会計年度任用職員2名で行っ



ておりますが、労務管理に関しては委託会社に移行できるため削減が可能と考えています。

20名の調理員の不利益につきましては証書等で年額補償をお願いしたいと考えており、また委託会社が決定後、委託についての説明会を行い移行していきたい。

定数条例改正につきましては、将来的に大掛かりな修繕等が見込まれるため、現段階では改正することは考えておりません。

○議長（太田幸一君）

他に質疑ございますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑を終わります。

本件は、討論の通告がありませんので、これより議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（太田幸一君）

新たに監査委員が再任されましたので、この場で挨拶を頂きます。

○監査委員（金山泰明君）

本臨時会に於きまして選任の同意を賜りました深川市の金山でございます。

皆様の御指導御鞭撻を頂きながら、直責を全うする所存でございますので、改めまして宜しくお願いを申し上げます。

○議長（太田幸一君）

よろしいですか。

（松本議員）

ほかに、ご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終わります。

本件は、討論の通告がありませんので、

これより、議案第8号を採決いたします。

本案を、原案のとおり可決することに、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

1. ○議長（太田幸一君）

以上をもちまして、本臨時会に付議されました事件は、すべて終了しましたので、令和2年第2回北空知圏学校給食組合議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後2時50分閉会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

北空知圏学校給食組合議会

議 長

署名議員（2番）

署名議員（7番）